

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周囲の概況については周囲 2.0km を調査対象地域として、既存の文献または資料の収集・整理により把握した。

なお、大気汚染、騒音、振動、悪臭、水質及び土壌等の広域的な事項や市町単位で地域環境の状況を述べる事項については、笠岡市、浅口市、里庄町の 2 市 1 町の範囲を調査対象地域とした。

表 3-1 (1) 対象事業実施区域及びその周囲の概況（自然的状況）

項目	対象事業実施区域及びその周囲の概況
気象	対象事業実施区域の西約 6.5km に位置する笠岡地域気象観測所の測定結果によると、年間平均気温 15.7℃、年間降水量 1055.1mm、年間平均風速 2.1m/s であり、最多風向は北西または北北西であった。
大気質	対象事業実施区域周辺の測定局（一般環境大気測定局：5 地点、自動車排出ガス測定局：1 地点）の測定結果によると、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質については全地点で環境基準を達成していたものの、光化学オキシダントについては全地点で環境基準を達成していなかった。また、一般環境大気測定局の茂平測定局では、有害大気汚染物質及びダイオキシン類についても測定を行っており、過去 5 年間における測定値はいずれも環境基準または指針値を達成していた。
騒音	令和 2 年度における調査対象地域の騒音測定状況は、一般地域については計 6 地点で、道路に面する地域については計 10 地点で、新幹線鉄道騒音については計 2 地点で測定が行われている。このうち、道路に面する地域の 2 地点及び新幹線鉄道騒音の全地点で環境基準を達成していなかった。
振動	令和 2 年度における調査対象地域の振動測定状況は、計 2 地点で新幹線鉄道振動の測定が行われており、それぞれ 50dB 及び 60dB であった。
悪臭	調査対象地域において、悪臭の測定は行われていない。
水象	対象事業実施区域は、干瓜川流域内に位置する。干瓜川は今立川水系の普通河川であり、新庄川を経て今立川に合流し瀬戸内海へ流入する。
水質	対象事業実施区域の周囲河川では、里見川が環境基準の河川 D 類型に指定されている。里見川における河川水質の生活環境項目、健康項目及びダイオキシン類の測定結果はいずれも環境基準を達成していた。また、今立川水系の 5 河川においても河川水質の生活環境項目の測定が行われている。なお、当該河川には類型指定がなされていない。 調査対象地域では、河川の底質におけるダイオキシン類について里見川で測定を行っている。測定結果は環境基準を達成していた。 調査対象地域では、地下水水質を計 3 地点、地下水におけるダイオキシン類を計 7 地点で行っている。測定結果は、笠岡市中央町の地下水に含まれるひ素が環境基準を上回ったものの、その他の項目はいずれも環境基準を達成していた。

表 3-1 (2) 対象事業実施区域及びその周囲の概況 (自然的状況)

項目	対象事業実施区域及びその周囲の概況
土壌	<p>対象事業実施区域周辺の土壌は、低地部は主に粗粒低地土壌または灰色低地土壌、丘陵部は主に黄色土壌または粗粒残積未熟土壌が分布している。対象事業実施区域は北側が黄色土壌、南側が粗粒残積未熟土壌に区分される。</p> <p>調査対象地域では、土壌におけるダイオキシン類について計 6 地点で測定を行っている。測定結果は全地点で環境基準を達成していた。</p>
地盤	<p>対象事業実施区域及びその周囲において、地盤沈下に関する被害等の発生は認められない。また、地下水位の測定は実施されていない。</p>
日照	<p>現施設は煙突高さ 59.0m (建物高さ 31.15m) であり、標高 92.5m の山間部に位置している。施設の北側を除き周囲は山に囲まれており、隣接して住居等も存在しないため、施設の存在による日影の影響は認められない。また、調査対象地域において、日照阻害に関する既存資料はない。</p>
地形・地質等	<p>対象事業実施区域及びその周囲の地形は、小規模な山地・丘陵地 (小起伏山地、大起伏丘陵地、小起伏丘陵地) と低地 (扇状地性低地) が入り組んだ地形となっている。なお、対象事業実施区域は、大起伏丘陵地に位置する。</p> <p>対象事業実施区域の表層地質は泥岩であり、東側地域は花崗岩質岩石となっている。また、低地部の表層地質は礫・砂である。</p> <p>対象事業実施区域に最も近い活断層としては、北西約 20km に位置する長者ヶ原―芳井断層が確認されている。に位置する長者ヶ原―芳井断層が確認されている。</p> <p>対象事業実施区域及びその周囲には、学術上重要な地形及び地質は存在しない。</p>
植物	<p>調査対象地域の山地では落葉広葉樹のアベマキ-コナラ群集や常緑針葉樹のアカマツ群落が優先しており、対象事業実施区域周囲ではアベマキ-コナラ群集やネズ-アカマツ群落が分布している。北部から東部にかけての幹線道路沿いには市街地や住宅地、工場地帯が広がっており、河川周囲では水田雑草群落が分布する。</p> <p>調査対象地域を含む岡山県南部に生育する維管束植物は、海浜性種を除き 165 科 1989 種である。</p> <p>調査対象地域で確認された種のうち重要な種に該当するものは、植物は 74 科 220 種である。</p>
動物	<p>調査対象地域を含む県南部において生息する哺乳類は 7 目 16 科 35 種、鳥類は 12 目 46 科 163 種、爬虫類は 2 目 10 科 18 種、両生類は 2 目 7 科 13 種、昆虫類は 16 目 176 科 1410 種、クモ類は 1 目 26 科 95 種、魚類は 6 目 12 科 33 種、底生動物は 10 目 22 科 55 種、陸産貝類は 5 目 24 科 82 種である。</p> <p>調査対象地域で確認された種のうち重要な種に該当するものは、哺乳類 11 種、鳥類 27 種、爬虫類 5 種、両生類 8 種、昆虫類 186 種、クモ類 5 種、魚類 17 種、底生動物 26 種、陸産貝類 24 種である。</p>

表 3-1 (3) 対象事業実施区域及びその周囲の概況 (自然的状況)

項目	対象事業実施区域及びその周囲の概況
生態系	調査対象地域は、山地のネズ、アカマツ、スギ等の常緑針葉樹林やアベマキ、コナラ等の落葉広葉樹林、低地の耕作地や草地、ため池や河川等の水域を基盤とし、山地から低地を広く利用するホンドキツネやミサゴ等の猛禽類を頂点とした生態系が構成されていると推測される。
景観	対象事業実施区域及びその周囲の景観特性は、丘陵地部の樹林地と低地部の農地、ため池等の自然的な景観と、低地部を中心とした住宅、道路等の市街地的な景観により構成される。また、対象事業実施区域には既存の焼却施設が立地しており、その北側地域からは工場棟及び煙突が視認でき、地域における特徴的な存在となっている。 対象事業実施区域及びその周囲の景観資源としては、龍城院、大浦神社、里庄駅付近の風景 (夕方)、里庄町立図書館がある。
人と自然との触れ合いの活動の場	対象事業実施区域周囲の人と自然との触れ合いの活動の場としては、ウォーキングコース、スポーツ施設、運動場及び登山道がある。

表 3-2 (1) 対象事業実施区域及びその周囲の概況 (社会的状況)

項目	対象事業実施区域及びその周囲の概況
人口及び世帯数	令和 3 年における調査対象地域の人口及び世帯数は、笠岡市が 47,160 人・22,106 世帯、浅口市が 33,965 人・14,324 世帯、里庄町が 11,149 人・4,590 世帯である。 人口密度は、笠岡市が 352 人/km ² 、浅口市が 514 人/km ² 、里庄町が 916 人/km ² である。 過去 5 年間 (平成 27 年～令和元年) における人口動態の状況は、笠岡市及び浅口市は減少、里庄町は平成 27 年、30 年及び令和元年は減少しているが、平成 28 年及び 29 年は増加している。
産業	調査対象地域における産業別就業者数は、笠岡市が 22,176 人、浅口市が 14,871 人、里庄町が 5,110 人である。産業別就業者数をみると、いずれも製造業が最も多く、次いで卸売業・小売業、医療・福祉と続く。
行政区画の状況	対象事業実施区域は 2 市 1 町 (笠岡市、浅口市、里庄町) の境界付近、里庄町新庄に位置している。周囲は、笠岡市が西大島及び大島中、浅口市が鴨方町六条院西及び寄島町である。
土地利用の状況	調査対象地域における土地利用別面積は、笠岡市は山林の割合が最も多く、次いで畑、宅地である。浅口市は山林の割合が最も多く、次いで宅地、田である。里庄町は宅地の割合が最も多く、次いで畑、山林である。 調査対象地域は、大部分が農業地域で占められている。調査対象地域の低山地部には森林地域が広く分布し、そのほとんどが地域森林計画対象民有林である。なお、対象事業実施区域は農業地域に位置し、周囲は森林地域である。

表 3-2 (2) 対象事業実施区域及びその周囲の概況 (社会的状況)

項目	対象事業実施区域及びその周囲の概況
対象事業実施区域周囲で行われていることが明らかにされている他の大規模な事業の内容	対象事業実施区域周囲で行われている大規模な事業として、「一般国道 2 号 玉島・笠岡道路」があげられる。当該道路は、「地域高規格道路倉敷福山道路」の一部を構成する倉敷市玉島阿賀崎から笠岡市西大島新田に至る延長 13.9km の道路で、岡山県西部地域で発生している慢性的な交通混雑の緩和や交通事故の削減、周辺地域との連携を強化し、地域の発展に資することを目的としている。開通予定は令和 7 年度であり、直近の工事状況としては、浅口市鴨方町にて六条院トンネル (仮称) 掘削工事を令和元年 10 月に開始し、令和 2 年 12 月に貫通した。
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	調査対象地域は、大きく里見川水系、大島川水系及び今立川水系の 3 水系に分けられる。各水系は主に農業用水として利用されている。対象事業実施区域は、今立川水系の支川である普通河川干瓜川の流域に位置し、干瓜川は二級河川新庄川を経て今立川に流入する。 調査対象地域にはため池が多く分布しており、主に灌漑用水として利用されている。
交通の状況	調査対象地域の北西側を一般国道 2 号が北東から南西に通じ、調査対象地域の東側を南北に通る主要地方道矢掛寄島線 (県道 64 号) が一般国道 2 号に接続する。これらの主要な幹線道路に一般県道 4 路線が接続して調査対象地域の交通網を形成している。調査対象地域で最も交通量が多い路線は主要地方道矢掛寄島線 (県道 64 号) であり、約 4,962 台/昼間 12 時間の交通量が観測されている。
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅等の分布の状況	調査対象地域の環境保全についての配慮が特に必要な施設は、保育園 2 ヶ所、幼稚園 2 ヶ所、学校 5 ヶ所、病院 1 ヶ所、社会福祉施設 7 ヶ所、文化施設 6 ヶ所がある。これらの施設の多くが対象事業実施区域から北西約 2km の里庄駅周辺もしくは、南東約 2.5km の寄島町市街地に位置する。 住宅等の分布状況は、里庄町の中心部である里庄駅及び一般国道 2 号周辺に集中し、河川沿いの低地の水田地帯に沿って集落が点在している。
下水道、上水道等の整備の状況	調査対象地域における下水道普及率は、笠岡市が 58.5%、浅口市が 77.2%、里庄町が 66.8% である。上水道普及率は、笠岡市が 99.0%、浅口市が 97.1%、里庄町が 96.2% である。
都市計画法に基づく地域地区等の決定状況その他の土地利用計画	笠岡市全域は、笠岡都市計画区域に指定されているが、対象事業実施区域周辺は用途地域に指定されていない。また、浅口市鴨方町と里庄町については、浅口広域都市計画区域に指定されているが、対象事業実施区域周辺は用途地域に指定されていない。なお、浅口市寄島町は、都市計画区域の指定はなされていない。
その他の事項	調査対象地域は、親局である岡山 (高松) 中継局、それを補完する笠岡中継局 (中規模中継局) 及び鴨方中継局 (小規模中継局) から地上デジタル放送のテレビジョン電波を受信している。

表 3-2 (3) 対象事業実施区域及びその周囲の概況 (社会的状況)

項目	対象事業実施区域及びその周囲の概況	
環境の保全を 目的として法 令等により指 定された地域 その他の対象 及び当該対象 に係る規制の 内容その他の 状況	大気汚染	地域に関わらず「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準が適用される。 ダイオキシン類については「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準及び特定施設に係る排出基準が適用される。 工場及び事業場から排出・飛散する大気汚染物質については、「大気汚染防止法」に基づく排出基準等が適用される。
	騒音	対象事業実施区域においては以下の基準等が適用される。 騒音に係る環境基準：C 類型 特定工場等において発生する騒音の規制基準：第 3 種区域 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準：第 1 号区域 道路交通騒音の要請限度：c 区域
	振動	対象事業実施区域においては以下の基準等が適用される。 特定工場等において発生する振動の規制基準：第 2 種区域 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準：第 1 号区域 道路交通振動の要請限度：第 2 種区域
	悪臭	調査対象地域全域が「悪臭防止法」に基づく規制地域に指定されている。対象事業実施区域においては第 2 種区域に係る規制基準が適用される。
	水質汚濁	全公共用水域において「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準が適用される。なお、調査対象地域では、河川環境基準の類型指定はなされていない。 地下水については「環境基本法」に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準が適用される。 ダイオキシン類については「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準及び特定施設に係る排出基準が適用される。 特定施設及び事業場からの排水水については、「水質汚濁防止法」及び「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」に基づく排水基準が適用される。
	底質	全公共用水域の底質に対して「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類に係る環境基準が適用される。また、公共用水域の水質汚濁、魚介類汚染の原因となる汚染物質の除去の基準として、「底質の暫定除去基準」に基づく暫定除去基準が定められている。
	土壌汚染	全国一律で「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌に係るダイオキシン類の環境基準が適用される。 土壌が汚染されている地域については「土壌汚染対策法」に基づく基準が定められている。なお、調査対象地域は同法による要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定された区域はない。